

# 保育対策緊急措置法案要綱

昭和五六年四月六日

日本社会党社会保障政策委員会

ベビーホテル対策小委員会 金子みつ主査

## 一 目的

この法律は、多数の乳幼児がその保育に適切でない施設に預けられている状態を解消するため、無認可保育施設の保育所への転換、乳幼児の福祉に有害な無認可保育施設の排除、保母等の派遣による保育制度の導入等の緊急の措置を定め、もって乳幼児の福祉を図ることを目的とする。

## 一一 無認可保育施設の保育所への転換

1 無認可保育施設（対価を得て、乳幼児を保育することを業とする施設であつて、児童福祉法第三十五条第三項の認可を受けていないものをいう。以下同じ。）の設置者は、この法律の施行の日から六月以内に当該施設をこの法律の施行の日から三年以内に同項の認可を受けて保育所に転換するた

めの計画（以下「転換計画」という。）を作成し、都道府県知事の承認を求めることができる。

2 都道府県知事は、転換計画の承認の申請があつた場合において、その計画が適当であると認めるときは、承認をするものとする。

3 都道府県知事は、承認を行うに当たっては、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

### 三 都道府県知事の報告徴収、指導等

都道府県知事は、転換計画の承認を受けた者に対し、当該施設の転換計画の実施状況に関し、報告を求め又は指導若しくは助言を行うことができる。

### 四 都道府県の援助

都道府県は、無認可保育施設の保育所への転換が容易に行われるようにするため、転換計画の承認を受けた者に対し、資金又は土地の貸付又はあっせんを行うよう努めなければならない。

### 五 無認可保育施設の閉鎖等

1 都道府県知事は、無認可保育施設については、転換計画を受けたものを除き、児童福祉法第五十八条第二項の事業の停止又

は施設の閉鎖命令（以下「閉鎖命令等」という。）を出さなければならない。

2 都道府県知事は、無認可保育施設について閉鎖命令等を出したときは、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

3 国及び都道府県は、閉鎖命令を受けた無認可保育施設に入所している乳幼児のうち保育に欠けることとなるものについて市町村長が児童福祉法第二十四条に規定する保護を円滑に行うことができるように必要な援助を行うものとする。

### 六 登録保母の派遣

市町村長は、保母その他乳幼児の保育を行わせることが適当である者の名簿を備え、児童福祉法第二十四条ただし書に規定する措置をとる場合には、これらの者を派遣して当該乳幼児をその居宅において保育するように努めなければならない。

### 七 法制上及び財政上の措置

政府は、次に掲げる施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を緊急に講じなければならない。

#### 一 保育所の増設及び拡充

二 保育所における保育時間の延長及び夜間

### 保育の実施

三 少人数の乳幼児を入所させる保育所の設置の認可の促進

四 事業所内における保育施設の設置の促進

五 産後休暇の延長及び有給化並びに育児休業制度の確立

### 八 保育措置審議会

1 市町村（特別区を含む。）に保育措置審議会を置く。

2 市町村長（児童福祉法第三十二条第二項の規定により同法第二十四条の措置をとる権限を委任された福祉事務所の長を含む。）は、同条の措置をとるときは、措置の必要の有無、措置の方法等について、審議会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、保育所の長及び職員、児童委員並びに住民のうちから市町村長の任命する十名以内の委員で組織する。